

社援発 0524 第 4 号
令和 6 年 5 月 24 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業の実施について

女性支援事業の推進については、特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、女性自立支援施設において、施設入所者の退所後の地域生活への円滑な移行のための支援について、別紙のとおり「女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業実施要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、本通知の施行に伴い、「婦人保護施設入所者の地域生活移行支援について」（平成 24 年 4 月 5 日雇児発 0405 第 23 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙

女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業実施要綱

1 目的

女性自立支援施設において、施設入所者が施設付近の住宅において地域生活を体験等するための支援を行い、退所後の地域社会への円滑な移行及び自立に向けた支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は都道府県とする。

3 事業内容

(1) 対象者

措置期間中の女性自立支援施設入所者であって、退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援が必要な者

(2) 実施方法

女性自立支援施設等において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域社会や地域生活等を体験するための支援を行う。

4 対象要件

(1) 地域生活移行支援が、女性自立支援施設入所者の退所に向けたプログラムの一環として、退所前の一定期間に限り実施されるものであること。

(2) 施設職員が、施設における支援とともに一体的に対応することができ、距離にある住宅において実施すること。

5 実施上の留意事項

(1) 女性自立支援施設が施設入所者の地域生活移行支援を開始するにあたっては、事前に事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について、利用者と十分話し合うとともに、当該支援の実施について、利用者ごとにあらかじめ女性相談支援センターと協議を行うこと。

(2) 地域生活移行支援を実施する住宅は、日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、利用者の保健衛生及び安全について十分配慮

されたものでなければならない。

- (3) 地域生活移行支援の実施にあたっては、利用者の健康状態の把握の他、生命や身体の安全の確保への配慮とともに、必要に応じて、生活支援員による生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施し、退所後の地域社会での自立に向けた支援を適切に行うものとする。
- (4) 地域生活移行支援については、民間住宅を賃借して実施することも可能であること。

6 経費

女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援のための経費については、施設に在籍している者として取扱い、「女性支援費の国庫負担金及び国庫補助について」（令和6年5月24日厚生労働省発社援0524第5号厚生労働事務次官通知）により補助の対象とする。

生活支援員による生活資金の自己管理の訓練や見守り支援に要する費用については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

また、民間住宅を活用して実施する場合の賃借料についても、上記通知により補助の対象とする。

なお、賃借料加算を申請する施設は、別紙「賃借料加算分申請書」に必要事項を記入し、建物の賃借に係る契約書の写し等を添付し、都道府県知事に申請するものとする。加算の対象となった施設においては、契約内容が変更となった場合には遅滞なく都道府県知事に届け出なければならない。

(別紙)

賃貸料加算分申請書

区 分	内 容
施 設 の 名 称	
賃借物件の所在地	〒
賃 借 契 約 期 間	年 月 日～ 年 月 日
1 か月あたりの賃借料	

- (注) 1. 本申請は賃貸借契約後、契約書の写し等を添付して提出すること。
2. 同一施設が複数の民間住宅と賃貸借契約を結ぶ場合には、賃借物件ごとにそれぞれ申請すること。